

政令第六十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 弗化^{ふっ}スルフリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第二十八号の十三を第二十八号の十四とし、第二十八号の四から第二十八号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の三の次に次の一号を加える。

二十八の四 四・クロロ・三・エチル・一・メチル・N・「四・（パラトリルオキシ）ベンジル」ピラゾ

ール・五・カルボキサミド及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中⁽¹³⁵⁾を⁽¹³⁶⁾とし、⁽⁵⁰⁾から⁽¹³⁴⁾までを⁽⁵¹⁾から⁽¹³⁵⁾までとし、⁽⁴⁹⁾の次に次のように加える。

(50) (S)・α・シアノ・三・フェノキシベンジルⅡ（一R・三R）・二・二・ジメチル・三・（二・

メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロパンカルボキシラートと（R）・α・シアノ・三・フェノキシベンジルⅡ（一R・三R）・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロパンカルボキシラートとの混合物（（S）・α・シアノ・三・フェノキシベンジルⅡ（一R・三R）・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロパンカルボキシラート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、（R）・α・シアノ・三・フェノキシベンジルⅡ（一R・三R）・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロパンカルボキシラート一%以上九%以下を含有するものに限る。）一〇%以下を含有するマイクロカプセル

製剤

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日まででは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日まで
は、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

